

会社の政治献金に対する会社法上の規制

—— 2006年イギリス会社法を参考として ——

櫻 井 隆

1 はじめに

2012年11月12日、陸山会事件の控訴審判決があった⁽¹⁾。この事件は、小沢一郎元民主党代表の資金管理団体である「陸山会」が、2004年10月に購入した東京都世田谷区内の土地の代金として提供した現金4億円を同年分の政治資金収支報告書に記載しなかったなどとして、同氏の元秘書3人が起訴された事件である。同氏はこれら元秘書3人との共謀が疑われ、検察は嫌疑不十分として不起訴処分としたが、検察審査会は2度にわたって「起訴相当」と判断したために強制起訴されたものである。

さて、この政治献金を巡っては、政治学を初め、憲法学や倫理学あるいは立法論などでも問題とされたが、会社法の中でもこれまで論じられてきた重要な論点の一つである。

具体的には、会社のなす政治献金たとえば、第1に、会社は政治献金そのものを行う権限を有するかどうか、すなわち、会社の目的の範囲内の行為かどうかという問題、さらには、第2に、株主総会の同意なしに取締役会の同意のみで行った場合に、取締役の忠実義務（会社法355）に違反するかどうかといった問題が提起されてきた。これまでは政治献金に関わるこの種の問題に対しては、一定の最高裁判決や高等裁判所、地方裁判所レベルでも多くの結論や判決が示されてきた⁽²⁾。

ところで、会社の政治献金の問題は、わが国のみならず、諸外国においても同様の問題が生じるが、2006年イギリス会社法でもそれまでの会社の政党への政治献金を容認するという方向を改め、政治献金を規制するという方向に転換した⁽³⁾。

そこで、わが国のこれまでの会社の政治献金に対する、①目的の範囲内ととらえるかどうか、②株主総会の承認なしに取締役会のみ承認で政治献金を行った場合に、取締役の責任はどうかの2点について、学説や判例を概観した上でイギリス会社法が政治献金を容認する立場から規制する立場に変更した背景や理由を探りながら、わが国の会社の政治献金のあり方に対する示唆を受けることが出来るのではないかという点について考察することとする。

(注)

(1) 朝日新聞平成24年11月13日朝刊1面。

(2) 政治献金に関しては会社以外の団体の場合にも問題となる。たとえば、南九州税理士会事件（最判平成8年3月19日民集50巻3号615頁）、群馬司法書士会事件（最判平成14年4月25日判

例時報 1785 号 31 頁）、日本生命事件（大阪地判平成 13 年 7 月 18 日金融商事判例 1145 号 36 頁）、住友生命事件（大阪高判平成 14 年 4 月 11 日判例タイムズ 1120 号 115 頁）がある。

- (3) イギリス以外にもアメリカやフランスの場合も、会社の政治献金に関しては禁止されている。アメリカの政治献金の現状については、山田創一「政治献金と法人の目的の範囲」山梨学院大学法学論集 42 号 245 頁以下、フランスの政治献金の現状については、桐原康栄「欧州主要国の政治資金制度」調査と情報 454 号 1 頁以下。

2 わが国における企業・団体の政治献金の実態

政治資金関係の寄附については、昭和 58 年分より総務大臣分だけでなく、都道府県選管届出分の集計が始まった。下記の表によると寄附については平成 3 年の 1,916 億円をピークとして、平成 22 年には 697 億円となっている。また寄附のうち「法人その他の団体」の寄附を見ると平成 2 年が 748 億円と最も多く、平成 22 年は 87 億円に止まっている。さらに昭和 58 年から今日までの寄附の推移を概観すると、平成 7 年より政党助成法が施行され、これによって公的助成制度がスタートしたことに伴って、政治資金の総額は 15% 増加したが、企業献金そのものは 38% 減少した⁽¹⁾。

また、平成 12 年の政治資金規正法の改正で企業や労働組合は、政治家個人の政治資金を扱う資金管理団体への献金が禁止されたために、前年比 63% 減の 53 億円にまでに減少した⁽²⁾。

表 政治資金関連の寄附の推移

(単位：百万円、%)

年	本年収入額	寄 付				事 業 収 入	
		個 人	法人その他の団体	政治団体	計	うち政黨パーティー	
58	267,486 (100.0)	37,195 (13.9)	57,422 (21.5)	52,033 (19.5)	146,650 (54.8)	53,210 (19.9)	—
59	210,130 (100.0)	29,237 (13.9)	46,248 (22.0)	33,967 (16.2)	109,452 (52.1)	51,659 (24.6)	—
60	251,842 (100.0)	31,683 (12.6)	49,112 (19.5)	49,341 (19.6)	130,137 (51.7)	57,829 (23.0)	—
61	309,719 (100.0)	43,547 (14.1)	62,452 (20.2)	59,748 (19.3)	165,748 (53.5)	64,413 (20.8)	—
62	278,470 (100.0)	43,080 (15.5)	57,754 (20.7)	44,436 (16.0)	145,271 (52.2)	63,437 (22.8)	—
63	307,828 (100.0)	39,102 (12.7)	57,512 (18.7)	61,740 (20.1)	158,354 (51.4)	62,195 (20.2)	—
元	324,982 (100.0)	45,226 (13.9)	64,455 (19.8)	59,297 (18.2)	168,978 (52.0)	57,651 (17.7)	—
2	338,303 (100.0)	47,771 (14.1)	74,828 (22.1)	56,757 (16.8)	179,356 (53.0)	62,513 (18.5)	—
3	359,103 (100.0)	48,992 (13.6)	72,695 (20.2)	69,950 (19.5)	191,637 (53.4)	64,433 (17.9)	—
4	332,306 (100.0)	42,118 (12.7)	67,552 (20.3)	57,948 (17.4)	167,618 (50.4)	71,781 (21.6)	—
5	330,354 (100.0)	41,065 (12.4)	67,563 (20.5)	57,198 (17.3)	165,839 (50.2)	65,442 (19.8)	6,099 (1.8)
6	309,650 (100.0)	40,384 (13.0)	57,700 (18.6)	54,386 (17.6)	152,488 (49.2)	68,034 (22.0)	14,058 (4.5)
7	356,641 (100.0)	52,148 (14.6)	36,804 (10.3)	62,410 (17.5)	151,371 (42.4)	70,956 (19.9)	18,567 (5.2)
8	343,217 (100.0)	44,384 (12.9)	39,762 (11.6)	55,715 (16.2)	139,865 (40.8)	70,803 (20.6)	19,879 (5.8)
9	307,508 (100.0)	38,369 (12.5)	34,134 (11.1)	47,911 (15.6)	120,415 (39.2)	72,335 (23.5)	21,706 (7.1)
10	362,584 (100.0)	43,728 (12.1)	34,361 (9.5)	60,571 (16.7)	138,666 (38.2)	73,002 (20.1)	20,660 (5.7)
11	323,889 (100.0)	50,663 (15.6)	34,437 (10.6)	48,732 (15.0)	133,841 (41.3)	70,961 (21.9)	22,906 (7.1)
12	333,346 (100.0)	45,573 (13.7)	25,022 (7.5)	51,867 (15.6)	122,467 (36.7)	73,109 (21.9)	23,631 (7.1)
13	323,422 (100.0)	43,135 (13.3)	20,761 (6.4)	45,090 (13.9)	108,990 (33.7)	77,053 (23.8)	25,031 (7.7)
14	288,439 (100.0)	40,727 (14.1)	17,388 (6.0)	36,459 (12.6)	94,576 (32.8)	73,626 (25.5)	24,731 (8.6)
15	322,462 (100.0)	53,721 (16.7)	18,782 (5.8)	51,510 (16.0)	124,018 (38.5)	69,583 (21.6)	22,616 (7.0)
16	291,773 (100.0)	39,023 (13.4)	15,761 (5.4)	39,296 (13.5)	94,096 (32.2)	71,785 (24.6)	26,329 (9.0)
17	289,161 (100.0)	40,809 (14.1)	17,108 (5.9)	40,643 (14.1)	98,569 (34.1)	65,405 (22.6)	22,494 (7.8)
18	269,518 (100.0)	36,945 (13.7)	13,833 (5.1)	32,941 (12.2)	83,722 (31.1)	69,587 (25.8)	27,414 (10.2)
19	287,896 (100.0)	44,298 (15.4)	14,076 (4.9)	40,207 (14.0)	98,587 (34.2)	62,115 (21.6)	21,514 (7.5)
20	253,742 (100.0)	30,400 (12.0)	12,216 (4.8)	30,302 (11.9)	72,925 (28.7)	60,809 (24.0)	21,055 (8.3)
21	264,853 (100.0)	34,274 (12.9)	11,585 (4.4)	34,932 (13.2)	80,795 (30.5)	54,655 (20.6)	16,053 (6.1)
22	246,127 (100.0)	33,635 (13.7)	8,706 (3.5)	27,351 (11.1)	69,697 (28.3)	58,091 (23.6)	18,458 (7.5)

(注) 1 都道府県選管届出分は、昭和 58 年分から集計をはじめたものである。 2 政党匿名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。 3 () 内の数値は、本年収入額における構成比である。 4 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

(出典) 総務省『平成 22 年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分＋都道府県選管分）』7 頁。

また、法人その他の団体の寄附は、昭和59年より平成2年までは増加する傾向にあり、その後は若干の変動はあるものの、ほぼ一貫して減少傾向にある。

企業献金を見ると、昭和59年は三菱銀行が最も多く8,345万円であり⁽³⁾、それ以降平成7年までは企業献金のトップは銀行となっていた。平成8年にトヨタ自動車が6,440万円とトップとなり⁽⁴⁾、それ以降平成9年に新日鉄が7,000万円とトップになったが⁽⁵⁾、それ以外の年度は全てトヨタ自動車がトップとなっている⁽⁶⁾。

(注)

- (1) 『平成7年分政治資金収支報告の概要(都道府県選管分)』。http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/news/970421.html
- (2) 総務省『平成12年分政治資金収支報告の概要(総務大臣分)』。日本経済新聞平成13年9月14日朝刊2面。http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/data_seiji/index.html
- (3) 日本経済新聞昭和59年9月4日朝刊4面。
- (4) 前掲『平成7年分政治資金収支報告の概要(都道府県選管分)』。http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/news/970421.html
- (5) 自治省『平成8年分政治資金収支報告の概要』。http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/258151/www.soumu.go.jp/news/970919.html
- (6) 総務省『平成19年分政治資金収支報告の概要(総務大臣分)』、総務省『平成19年分政治資金収支報告の概要(都道府県分)』。日本経済新聞平成20年9月13日朝刊4面。

3 わが国における会社の政治献金に関する会社法上の問題

(1) 会社の目的の範囲内との関係性

平成18年に民法が改正されるとともに、新たに一般法人法と公益法人法が制定された。それ以前は、公益法人に対して適用された旧民法第43条では「法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う」と規定され、さらに、同法第34条より同条の「法人」とは公益法人を指すという点については争いがなかった。一方、営利法人である会社については、旧商法の中に旧民法第43条を排除する規定がないだけでなく、会社の権利能力は目的によって制限されるか否かに関する特別の規定も存在しなかった。そのため旧民法第43条を類推適用するか否かについて学説上の争いがあった。すなわち、類推適用肯定説は公益法人と営利法人たる会社の「法人性」に着目をして類推適用されると解していたのに対して、類推適用否定説は両者の「公益性」と「営利性」の違いに着目をして類推適用できないと解していた⁽¹⁾。しかしながら、民法改正後、そして一般法人法ならびに公益法人法制定後は、現行民法第34条は「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」と規定した。そしてこの場合の、法人とは公益法人のみならず営利法人も含まれることとなった。すなわち、同法第33条第2項は「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とす

る法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる」と規定されているからである。したがって、民法の法人に関する規定は公益法人のみならず営利法人に対しても適用されることとなり、立法的に制限肯定説の立場に立つことが明文をもって認められることになった。⁽³⁾

それでは、制限肯定説の立場に立法的に立ったとしても、会社の政治献金が目的の範囲内か否かの問題が解決されたわけではない。なぜならば、従来より制限肯定説は通説であり、判例⁽⁴⁾であり、その上で会社の政治献金が目的の範囲内の行為か否かについては争われていたからである。この点について、従来より会社の政治献金が目的の範囲内と考える学説と範囲外と考える学説とが対立していた。

前者の第一の理由について、松本蒸治博士は「会社ノ目的タル営業ニ関係スル事業ニ対スル寄附ハ勿論仮令其他ノ慈善事業ニ対スル寄附ト雖モ適当ノ金額例ヘハ重役交際費等ノ範囲内ニ於ケル金額ノ寄附ノ如キハ会社ナル一人格者ノ社会上ノ地位ヲ保持スルニ相当ナルモノ」とする。⁽⁶⁾すなわち、会社という一人格者としてその社会的地位を保持するものとして相当であるとする。

第二の理由は、社会の構成単位である会社が社会的役割を果たすために相当程度の寄附をすることは、社会通念上当然のことであり、その協力の一態様である政治献金も期待ないし要請される限り目的の範囲内とする。⁽⁷⁾

これに対して、後者の第一の理由について、服部栄三博士は「政治献金が会社につき社会的に期待ないし要請されているといえるか、甚だしく疑問である」とされる。⁽⁸⁾

第二の理由として、富山康吉博士は「株式会社がなす政治的目的のための支出行為の問題点は、それがたんに会社の活動分野として法が想定していない領域の行為だという点にあるだけでなく、それが対社会的には国民の参政の平等という原則と矛盾し、対構成員の関係では市民として有する政治的自由と矛盾するという、その反公益性にある」とし、「株式会社のなす政治献金は、その行為の性質からいえば、権利能力の範囲外の行為としてではなく、公の秩序違反の行為（民法90条）としてその私法上の効力を否定されるべき行為である」とされる。⁽¹⁰⁾

(2) 取締役の忠実義務違反との関係

会社の行う政治献金に関しては、会社の権利能力の範囲か否かという問題のほか、政治献金を行った取締役の忠実義務違反との関係が問題となる。この点に関しても学説が対立している。

第一説は、政治献金の金額にかかわらず、忠実義務に違反すると考える学説で、この点について西原寛一博士は「政治献金の特殊性を考えると、本件の金額だけを眼中に置いて結論を出すのは早急に過ぎるきらいがあると思う。株式会社の取締役は、他人の財産の管理者であるから、無償行為たる寄附をするにあたっては、特別の慎重さが要求される。会社の政治献金が他の社会事業に対する寄附などとは異なり、世の賞賛を受けるようなものではない、しかも、本件金額が氷山の一角にすぎないとすれば、その支出については慎重な手続をふむべきことは当然である」とする。⁽¹¹⁾

第二説は、合理的な限度を超えない限り取締役の忠実義務には違反しないとする学説である。その理由として、田中誠二博士は「これ（取締役の法令又は定款に違反する行為として、取締役が会社に対し損害賠償責任を負うか否か）は、取締役の職務上の義務を尽くしているかどうかにより、このことは（中略）、忠実義務および（中略）受任者としての善管注意義務によって決せられるが、現在の社会において相当規模の会社が相当な程度の政治献金をなすことは、政治献金それ自体は無償で、直接に反対給付を受けるものではないとしても、大局的見地から見て会社が事業を経営してゆくために、必要もしくは有用であり、少なくとも事業上の障害が生ずることを予防するというような漠然たる、もしくは抽象的な効用ができる」とする⁽¹²⁾。

(注)

- (1) 田中耕太郎『改訂会社法概論上巻』（岩波書店、昭和30年）59頁。
- (2) 田中誠二『会社の目的外の行為と改正会社法』松本先生古稀記念・会社法の諸問題（有斐閣、昭和26年）117頁以下。
- (3) 神田秀樹『会社法（第10版）』（弘文堂、平成20年）5頁。
- (4) 鴻常夫「会社の営利法人性」演習商法（会社）改訂版（上）（青林書院新社、昭和54年）26頁。
- (5) 大判明治36年1月29日民録9輯102頁ほか多数。
- (6) 松本蒸治「営利会社ノ慈善事業ニ対スル寄附」私法論文集（復刻版）（有斐閣、平成元年）136頁。
- (7) 八幡製鉄政治献金事件における最高裁判決の考え方である。河本一郎「政治資金の寄附と権利能力」昭和45年度重要判例解説（有斐閣、昭和46年）86頁。
- (8) 服部栄三「会社の政治献金」商法の判例〔第2版〕（有斐閣、昭和47年）13頁。
- (9) 富山康吉『現代商法学の課題』（成文堂、昭和50年）123頁。
- (10) 同上書123頁以下。
- (11) 西原寛一「政治資金の寄附と会社の権利能力等」民商法雑誌64巻3号527頁。
- (12) 田中誠二『全訂会社法詳論（上）』（勁草書房、昭和49年）588頁。

4 判例に現れた会社の政治献金事件

(1) 八幡製鉄株式会社政治献金事件

本件は八幡製鉄株式会社の代表取締役2名が、同社を代表して自民党に対して350万円の政治献金の寄附をした。これに対して、同社の一株主は政治献金という寄附行為は同社の定款所定の目的の範囲外の行為であり、また取締役の忠実義務にも違反しているとして、訴えを提起したものである。

この訴えに対して、第一審判決（東京地判昭和38年4月5日）は、「取締役の責任発生原因としての定款違反の有無を決する際にも、取引行為については判例通説の認める権利能力の範囲を画する基準に従ってよいが、非取引行為は、営利の目的に反するから、その会社の事業目的のいかんを問わず、当然に事業目的の範囲外の行為である。ただ、非取引行為でも、社会的義務行為は、一般社会人としての合理的意思によれば当然総株主の同意が期待されうる行為であるから、例外的に取締役の責任発生原因にならないが、特定の政党に対する政治献金の寄附は、

特定の宗教に対する寄附と同様、一般社会人が社会的義務と感ずる行為ではないから、金額の多少を問わず、右の例外に属しない」と判示した。⁽¹⁾そして取締役の忠実義務違反に関しては、会社の政治献金は非取引行為の中の社会的義務行為ではないとし、この場合には取締役の忠実義務違反による損害賠償責任が発生するとしている。⁽²⁾

しかし、第二審判決（東京高判昭和41年1月31日）は、まず、会社の政治献金は会社の目的の範囲内の行為か否かについては、「会社は・・・一個の社会人としての存在が認められる以上、社会に対する関係において有用な行為は定款に記載された事業目的の如何及びその目的達成のために必要または有益であると否とにかかわらず、当然にその目的の範囲に属する行為として、これを為す能力を有するものと解すべきである」とした。⁽³⁾つぎに、取締役の忠実義務違反については、「株式会社のなす寄附については、全人格的な自然人のなす寄附の場合と異り、株主の利害との権衡上の考慮に基く合理的な限度すなわち寄附の目的、会社資本の規模、経営実績、社会的地位等から見て応分と認められる限度があるべきであって、その限度を超えてなした寄附は忠実義務に違反してなされたものとして、取締役は、会社に対し、責に任ずべきものといわねばならない」とした。⁽⁴⁾

これに対して、最高裁判所判決（最判昭和45年6月24日）では、まず会社は政治献金をなす権利能力を有しないと主張については、「会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出損をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがってこれらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはない」とされた。⁽⁵⁾つぎに、政治献金をなすことは、取締役の忠実義務に違反するとの主張については、「会社の資本金その他所論の当時における純利益、株主配当等の額を考慮にいれても、本件寄附が、右の合理的な範囲を超えたものとする⁽⁶⁾ことはできない」とされた。

(2) 熊谷組政治献金事件

本件は株式会社熊谷組の代表取締役2名が、同社を代表して自民党の政治団体である財団法人国民政治協会に対して、平成8年に2,817万4000円、平成9年に2,167万2000円、平成11年に1,632万5000円、平成12年に1,229万円の政治献金の寄附をした。これに対して、同社の一株主は平成10年3月期には488億円の欠損が生じているにも関わらず、政治献金という寄附行為を行うことは、同社の定款所定の目的の範囲外の行為であり、また取締役の忠実義務にも違反しているとして、訴えを提起したものである。

この訴えに対して、第一審判決（福井地判平成15年2月12日）は、「平成9年3月期までは株主配当を実施しながら、平成10年3月期に2,400億円余の損失を一括処理して488億円の欠損を生じているが、これは多年の累積損失が経営を圧迫し、経営再建計画実現の目途がなくなつたことを示す」とし、⁽⁷⁾「熊谷組においては、少なくとも平成10年3月期以後は、政治資金の寄附にあたり、会社の経営状況と寄附の必要性ないし有用性とを厳格に対比して検討し、その可否・数額・時期等を慎重に判断すべき注意義務があったというべきである」としたうえ

⁽⁸⁾で、「平成10年4月1日以後の本件政治資金の寄附については、会社においてその可否・範囲・数額・時期等につき厳格な審査を行い、欠損の解消にどの程度の影響があるか、株主への配当に優先して寄附を行う必要があるかを慎重に判断することなく実施したもので、その判断過程はさざん草であって取締役の裁量を逸脱したものといわざるを得ず、善管注意義務違反行為といふべきである」⁽⁹⁾判示した。

しかし、第二審判決（名古屋高判平成18年1月11日）は、「取締役は、会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、この範囲を超えて不相応な寄附をした場合には取締役の会社に対する善管注意義務違反となる」とし⁽¹⁰⁾、これを本件についてみると、熊谷組の資本金は820億8,500万円、売上高は約8,000億円から1兆円であり、その意味では建設業界の上位に位置しているといえる。これに対して、本件政治資金の額は、政治資金規正法第21条の3第2項の制限額を超えてはいないこと、かつ年々その額は減額をしていること、さらに国民政治協会という団体も寄附を受ける適格性には問題はないことを理由に、「本件政治資金の寄附は合理的な範囲内にあるといふべきであり、不相応な寄附とまではいえないから、1審被告らに取締役の善管注意義務があったといふことはでき」⁽¹¹⁾ないとした。

これに対して、最高裁判所は上告不受理の決定を下した。

(注)

- (1) 下民集14巻4号657頁。
- (2) 同上663頁。
- (3) 高民集19巻1号7頁。
- (4) 同上。
- (5) 民集24巻6号625頁。
- (6) 同上。
- (7) 判例時報1814号159頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上160頁。
- (10) 判例時報1937号155頁。
- (11) 同上。

5 2006年イギリス会社法における政治献金に対する規制

(1) 政治献金規制に関する変遷

従来より会社の行う政治献金が会社法上問題となったのは、能力外理論（Ultra Vires）との関係においてであった。1967年会社法制定以前は、もし会社の目的の一つに、たとえば資金の寄附ということが掲げられている場合には、政治献金などの資金提供は能力外ではないとさ

れていた。そしてもし資金提供が構成員自身によってなされたならば、それらは資本の違法な返還とされた。そのような資金提供を決定した取締役はだれであっても、会社の利益に対して誠実に権限を行使しなかったということを理由に責任が追及されていた⁽³⁾。その資金提供がたとえ株主総会のメンバーによって授権されたものであっても、それらの資金提供は少数のメンバーを騙したとして責任が追及されることとなった⁽⁴⁾。裁判所は会社の行う政治献金が会社の能力の範囲内には含まれないあるいは会社の営利目的の達成には貢献しないとして、明確に経済的ではない行為として目的条項を解釈することには疑いの余地がないところであった⁽⁵⁾。しかし、明らかに目的条項によって授権された場合には、能力外とはならないとされていた。そして継続する企業にとって慈善的な寄附や政治献金がビジネスにとって有益であるという場合は、会社の権利能力の範囲内とされていた⁽⁶⁾。このことは1967年会社法によっても受け入れられた。すなわち、同法はそのような寄附の公表を取締役報告書（directors' report）の中でなすことを要求していた⁽⁷⁾。すなわち、同法第19条は「連合王国内において設立された会社の完全従属会社でない会社が、一営業年度において、政治的または慈善的目的、あるいはそれらの両方の目的のために資金を与え、しかもその総額が50ポンドを超えた場合は、その目的および総額を示さなければならない」（If a company (not being the wholly owned subsidiary of a company incorporated in Great Britain) has, in a financial year, given money for political purposes or charitable purposes or both, there shall (if it exceeded £50 in amount) be contained in the directors' report relating to that year, in the case of each of the purposes for which money has been given, a statement of the amount of money given therefor and, in the case of political purposes for which money has been given, the following particulars, so far as applicable, namey) と規定するとともに、政治的目的のみで50ポンドを超えて、個人になされた場合は「当該個人の氏名とその額を示さなければならない」（the name of each person to whom money has been given for those purposes exceeding £50 in amount and the amount of money given) とされ、さらには50ポンドを超えた寄附あるいは献金が政党になされた場合は、「その政党の同一性と金額を示さなければならない」（if money exceeding £50 in amount has been given by way of donation or subscription to a political party, the identity of the party and the amount of money given) とも規定された。またこの場合の会社とは一個の会社のみならず親会社と子会社という複数の会社間で行われた場合においても同様の取り扱いがなされていた。

その後、1967年会社法は1985年に改正されたが、同法第19条はそのまま本条に引き継がれた。さらに会社法は2006年にも改正がなされたが、政治献金に対する規制については同法第366条で規定された。この規定は1985年会社法第347条C項（1）と同条D項を引き継いだものである⁽⁸⁾。しかし1985年会社法と比較すると3つの点で重要な変更点があった。第1に、子会社による献金または費用負担は、当該会社の構成員の承認および関連する持株会社の承認を得なければならないということ。そしてこの場合の関連持株会社とは、他の会社の子会社ではなく、イギリスの持株会社を意味していたこと⁽⁹⁾。第2に、決議は完全に従属する子会社による献

金あるいは費用負担のために要求されるのではなく、単に関連持株会社からの要求をいうこと。第3に、本条はもはや規定違反を遡及的に是認することを禁止するものではないこと。⁽¹⁰⁾この第3の変更点に関してMcKenzie卿は、以下のようなコメントを寄せていた。すなわち、これら3つの条項の効果は構成員によって是認されていない献金あるいは費用負担を裁可することが出来るという点にあること、またそのような場合に取締役は承認を得る手続きに対して責任を負わないという点を示唆していることである。⁽¹¹⁾同様に、第14編の政治献金および費用負担の規制に関して、裁判所は同法第1157条の一定の場合の軽減許可に対して裁判所の権限の基で、取締役の責任を軽減することを認めることを禁止してはならないという点にあるとする。⁽¹²⁾

本編の推移に関して生じる問題は、なぜ政府は株主総会の決議なしに取締役が政治献金をなしたりあるいは費用負担を生じるようなことができないのかということを通して、もし取締役が会社の事業の成功を促進するのであれば、なぜ取締役会の承認では不十分なのかという点である。この点に関して、McKenzie卿は次のように回答している。すなわち献金および費用負担が取締役会ではなく、会社の構成員による承認がなされるということは重要なことであると述べている。2000年に紹介された本改正は、「公的生活基準委員会」(the Committee on Standards in Public Life)によって履行された勧告に影響されていた。その勧告とは、取締役の個人的見解よりも会社の利益というものに影響されるということで、このことから政治献金を規制することが重要となるようになった。構成員の承認を要求することは、株主の同意の必要性ということであるが、これは利益衝突の可能性という点で特にひどいこととなる、といわれている。⁽¹³⁾

この範囲で政治献金および費用負担のための構成員の承認の必要性は特に争いのない規制である第10編4章とは全く異ならない。

(2) 2006年イギリス会社法の規制概要

前述したように1985年会社法では各会計年度における200ポンドを超える慈善的あるいは政治的寄附は、取締役報告書の中で公表しなければならないことが要求された。⁽¹⁴⁾しかし本規定は贈与それ自体を有効とするものではなく、単に公表に関する規定である。政治的あるいは慈善的贈与が定款を持って規定されている場合、Re Horsley & Weight Ltd事件では、他の贈与のように能力の欠缺を根拠として公開されていないことは明確である。明らかに能力がない場合には、慈善的寄附をすることが会社の能力との間で問題となるが、この場合は会社の事業にとってそのことが重要であるどうかにかかっている。実際の目的に対して能力外理論が会社による政党への寄附あるいは慈善的寄附をコントロールする仕組みというのは、ほとんどなくなってきている。取締役には信認義務(fiduciary duties)があり、また取締役は会社の利益のために行為する義務を負っており、その範囲で会社の資金の使用に関しても決定をしなければならない。⁽¹⁶⁾

近年、社会事業的投資家および株主に対して、取締役は説明責任を負っている。また信認義務および公表するということの要請は、取締役が自己の個人的利益をもたらす原因となるための会社の資金を使用することよりもむしろ会社の利益の方を選らばせるために行っている。公

の生活基準委員会の勧告は、Neill卿によって取りまとめられた。それによると、政党に対して献金をしたいとする如何なる会社も、まず先に当該会社の株主の受権を受けるべきであり⁽¹⁷⁾、その場合には政府によって受け入れられるであろう。2000年政党、選挙および投票に関する法律（The Political Parties, Elections and Referendums Act 2000）は、このような提案を受けるために1985年会社法の中に新たにXA章を設け、これは現在では2006年会社法の第14章に引き継がれている。本質的に政治献金やその他の政治的費用負担は、寄附をする前に会社の株主の同意が必要とされている。しかしながら、そのような同意に関して、特別な契約が要求されているわけではない⁽¹⁸⁾。しかし、政治献金や費用負担は特定金額を超えて、4年間以上にわたってなす場合には是認されている⁽¹⁹⁾。取締役がこれらの規定に違反して会社が寄附をした場合には、責任を負うこととなり、かつその結果として会社に損失や損害が発生した場合には、その支払を負わなければならない。

（注）

- (1) 慈善を施すために作られた保証有限会社（a guarantee company）の場合も同様である。L.C.B.Gower,Cronin,Easson,Wedderburn,Gower' Principles of Modern Company Law, 4th ed., 1979, p.170.
- (2) 資金の返還に関しては、常に能力外とされている。たとえば、Ridge Securities Ltd. v. I.R.C. [1964] 1 W.L.R. 479. p. 459. 参照。
- (3) この点については、Re Roith [1967] 1 W.L.R. 432. p.577. 参照。
- (4) L.C.B.Gower,Cronin,Easson,Wedderburn,op.cit., p.170.pp.614-641.
- (5) この範囲については、Charterbridge Corporation Ltd. v. Lloyd's Bank [1969] 3 W.L.R. 122. 事件でのPennuick 判事によって明確にされた。すなわち、明示の権能と黙示の権能との間には明確な根拠があるとされている。L.C.B.Gower,Cronin,Easson,Wedderburn,op.cit., p.170.
- (6) Hutton v. W. Cork Ry., (1883) 23 Ch. D. 654, C. A.;Evans v. Brunner Mond & Co. [1921] 1 Ch. 359;Re Lee Behrens & Co. [1932] 2 Ch. 46;Parke v. Daily News [1962] Ch. 927.
- (7) Palmer' Company Law Annotated Guide to the Companys Act 2006, p. 336.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid.
- (10) Ibid.
- (11) Hansard, HLG C Day 6, Vol.678, col.149(March 1, 2006).
- (12) Ibid.
- (13) Palmer,op.cit., p. 336.
- (14) 1985年会社法第3編第7章参照。取締役報告書の中身に関する、2006年会社法第416条(4)で規定されている新法では、記載期間については、まだ規定されていない。Birds,Clark,MacNeil,McCormack,Twigg-Flesner,Villiers, Boyle & Birds' Company Law, 7th ed., 2009, p. 157.
- (15) [1982] 3 All ER 1045.
- (16) Birds,Clark,MacNeil,McCormack,Twigg-Flesner,Villiers, op.cit., Chapter 16 参照。
- (17) 1998年10月、イギリスにおいては政党の設立には34の推薦状が必要で、かつ政府の見解では会社による政治献金から始められるとする。Birds,Clark,MacNeil,McCormack,Twigg-Flesner,Villiers,op.cit., p. 157.

- (18) 2006年会社法第366条2項は次のように規定している。“The donation or expenditure must be authorised-
- (a) in the case of a company that is not a subsidiary of another company, by a resolution of the members of the company;
 - (b) in the case of a company that is a subsidiary of another company by –
 - (i) a resolution of the members of the company, and
 - (ii) a resolution of the members of any relevant holding company.
- (19) 2006年会社法第369条は「承認されない献金または費用負担の場合の取締役の責任」(Liability of directors in case of unauthorised donations or expenditure)に関する規定であるが、同条第1項および第2項は次のように規定している。
- (1) This section applies where a company has made a political donation or incurred political expenditure without the authorisation required by this Part.
 - (2) The directors in default are jointly and severally liable –
 - (a) to make good to the company the amount of the unauthorised donation or expenditure, with interest, and
 - (b) to compensate the company for any loss or damage sustained by it as a result of the unauthorised donation or expenditure having been made.

6 2006年イギリス会社法からの示唆

会社の政治献金については、これまで判例ならびに通説は会社の目的の範囲内と考えていた。しかし、前述したようにイギリスでは2006年までは政治献金を容認してきたが、2006年の会社法はこれを規制するという方向に舵を切った。すなわち、取締役報告書に記載するとともに、株主総会の決議を得て、もし得ないでこれをなした場合は、取締役の信認義務違反となると規定した。結論として、筆者もこのイギリスの方向性と同様にわが国も会社の政治献金については一定の規制を設けるべきであると考ええる。

その理由の第一は、今や現今の社会状況はあらゆる面で「透明性の確保」ということが要求されている。この場合の透明性とは情報の開示ということであり、⁽¹⁾このことはすべての株式会社にとって制度の構成要素となるものである。利害関係人といわれる、取引の相手方にとっては会社の経営内容や財務状況といった情報を知らなければ契約は締結できないであろうし、会社債権者にとっても債権の回収が図られるかどうかという点をもっとも気になるところであろうし、さらに株主あるいは投資家にとっても投下した資本の回収は株式の売買で図られるため、今後株価が上昇するのか、あるいは下がるのかという点は気になるところである。特に、投資家にとっては投資先企業の財務状況をはじめ、ありとあらゆる情報が株価に影響を与える結果となる。⁽²⁾このように見てくると、できるだけ多くの情報を開示することはあらゆる利害関係人にとって必要不可欠なことである。そのため、会社法においても多くの情報を開示するための制度や規定が設けられている。特に会社の計算では株主をはじめ、投資家や会社債権者などの利害関係人にとっては種々の判断の基準となる。それは有限責任という会社形態の場合には、

事業者にとって当然に果たさなければならない責務であるからである⁽³⁾。会社法はそのための具体的規定を設けている。たとえば、株式会社においては計算書類や事業報告、さらに連結計算書類は、定時株主総会に提出または提供しなければならないとされ（会438・1項、会444・7項）、また計算書類のうち貸借対照表は公告しなければならないとされている（会440）。このことは持分会社の場合も同様であって、持分会社の場合にも計算書類は社員が閲覧又は謄写の請求ができるとされている（会616）。このように開示は単に会社の利害関係人のみならず、登記や公告という形を通して公衆に対する開示という面もあり、どちらにしても会社法自体が情報の開示という点には積極的に行うという姿勢であることは疑いないところである。しかも、上場会社に到っては金融商品取引法でさらなる情報開示規定が存在している⁽⁴⁾。

これを会社の政治献金について考えると、株主の判断基準の中に自らが出資している会社がどの程度の金額の政治献金をしているのかということが投資判断の一つとなることは充分に予想されるところである。これまでの投資家の投資判断基準は利益第一というのが一般的であったが、近年は社会的責任投資（SRI）という観点より投資先企業を選ぼうという傾向が強まってきており、その点では会社の行う政治献金の額は投資家にとっても大きな投資判断の基準のひとつとなるであろう。ところが、この点の情報が一般的には公開されていないか、公開されているとしてもその情報を入手する方法は極めて難しく、さらに他社と比べてどうかという比較をする場合はさらに難しくなるというのが実態である。その意味ではまずは各会社が政治献金している金額を公開するということが必要となってくる。

第二に、当該会社が政治献金を行う場合は、少なくともどの政党であっても政治献金をはじめるに当たっては株主総会の決議が必要と考える。当然どの政党にどれだけの金額の政治献金をするのかについて、毎年開催される株主総会に諮る必要はない。これは役員の報酬を総額のみを株主総会で決議し、各役員の個別の金額は取締役会に委ねていることと同様の取り扱いをすれば足りると考える。したがって、毎回の政治献金について株主総会の承認を得る必要はないが、当該会社として初めて政治献金を行う場合には株主総会の承認が必要であって、その上で献金先や金額などは取締役会で決定すべきものであると考える。さらに一度株主総会の承認を得れば、その後は承認はいらぬものとする。なぜならば、当該会社の行う政治献金が私見のように情報開示の対象となることによって、事前に株主は情報として知ったうえで、あるいは知りうる立場にあって判断されたと考えられるからである。そしてもしも株主総会の承認を得ないで政治献金を行った場合には、取締役の忠実義務違反となると考える。

第三に、政治献金は他の慈善の寄附や災害の際の寄附と違って、公序良俗に違反するとの考え方もあるが⁽⁶⁾、筆者はそのように解する必要はないものとする。なぜならば、わが国には政治資金規正法があり、会社の行う政治献金が直ちに公序良俗という規範に違反するとはいえないであろう。しかしながら、反面無条件で許されるものでもない。それは政治資金規正法という公法上会社の政治献金が認められているからといって、会社法という私法上も直ちに、しかも無条件で認められるということまでとはいえないと考えるからである。

(注)

- (1) 早川勝「企業買収防衛策をめぐる法制度」森淳二郎・上村達男編『会社法における主要論点の評価』（中央経済社、平成19年）278頁。
- (2) 稲葉威雄『会社法の解明』（中央経済社、平成23年）554頁以下。
- (3) 泉田栄一『会社法論』（信山社、平成21年）54頁。
- (4) 落合誠一「会社法制見直しの基本問題」落合誠一・太田洋編著『会社法制見直しの論点』（商事法務、平成23年）13頁。
- (5) 谷本寛治『SRI 社会的責任投資入門（市場が企業に迫る新たな規律）』（日本経済新聞社、平成15年）3頁。
- (6) 中村一彦『企業の社会的責任と会社法』（信山社、平成9年）92頁。

7 おわりに

以上、会社の行う政治献金について会社法的論点である、会社の目的の範囲内に属するかどうかの問題、さらには取締役の忠実義務違反の問題を中心に論じてきたが、世界的傾向には、政治献金を禁止する流れと容認する流れ、それとともに折衷的な禁止はしないが一定の規制をするという流れの3つに集約⁽¹⁾ができるが、筆者は第三の流れである規制はするが禁止はしないというイギリス法の立場が妥当ではないかと考えるとともに、本稿においてわが国もその方向性に舵を切るべきであろうと主張したものである。

(注)

- (1) 小野寺光広「英国会社法における政治献金規制の展開」京都学園大学法学59号3頁。